

保育士等の処遇改善に要する所要額(粗い試算)

●①～⑧について1人当たり月額5万円の賃金引上げ

所要額は約2840億円(ただし、⑥～⑧については条文がプログラム規定になっているため、法案には⑥～⑧に要する額を除いた約2510億円を記載)

対象施設(私立)	対象人数(万人) 【事務員等を含む全職員】	所要額(億円)
①保育所 〔保育所利用児童数を含む〕	27.7	1,662
②幼稚園 〔新制度に移行する幼稚園(移行予定のない1割を除く)。幼稚園型認定こども園を含む。 ※残りの1割については⑧で対応〕	9.2	552
③幼保連携型認定こども園	4.0	243
④地方裁量型認定こども園	0.1	5
⑤地域型保育事業 〔家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業〕	0.7	43
⑥児童養護施設等 〔児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、里親等〕	2.7	160
⑦放課後児童クラブ	1.7	103
⑧幼稚園 〔②に当てはまらない残り1割の幼稚園〕	1.2	71

①～⑤の合計	41.8	2,505
--------	------	-------

①～⑧の合計	47.3	2,839
--------	------	-------

注:一定の仮定をおいた粗い試算